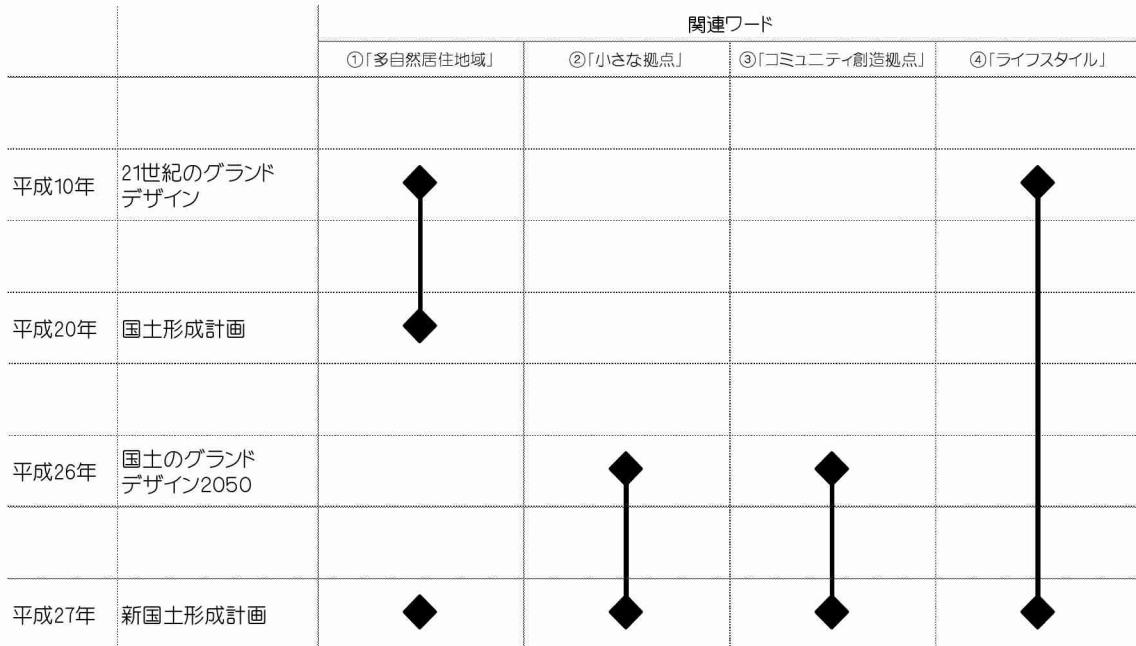


国土計画（五全総以降）及び国土のグランドデザイン2050（抜粋）



広域的な『地域』

● 多自然居住地域

農山漁村と周辺の中小都市での対流を深めることにより、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる圏域として「多自然居住地域」を形成する。

居住地域の軸としての『拠点』

● コミュニティ創造拠点

コミュニティづくりの取組を推進するため、既存の公共施設、空き家等の活用により、多世代交流の場ともなるコミュニティ創造拠点の整備を進める。

● 小さな拠点

必要なサービス機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺の集落とのネットワークを確保した小さな拠点の形成を進めることが有効である。

国土総合開発法第7条第1項に基づく

全国総合開発計画

21世紀の国土のグランドデザイン

—地域の自立の促進と美しい国土の創造—

抜粋

平成10年3月

国 土 庁

一 目 次 一

第1部 国土計画の基本的考え方

第1章 21世紀の国土のグランドデザイン

第1節 国土をめぐる諸状況の大転換

1 国民意識の大転換	1
2 地球時代	3
3 人口減少・高齢化時代	3
4 高度情報化時代	4
第2節 国土構造転換の必要性	4
第3節 多軸型国土構造の形成	7
第4節 4つの国土軸の展望	9

第2章 計画の課題と戦略

第1節 基本的課題	10
① 第2節 課題達成のための戦略	13
第3節 特定課題とその対応	
1 首都機能と東京問題	16
2 基地問題を抱える沖縄の振興	17

第3章 計画の実現に向けた取組

第1節 「参加と連携」による国土づくり

1 多様な主体間での役割分担	20
2 多様な主体の参加を推進するための方策	21
3 地域間の連携を推進するための方策	22

第2節 国土基盤投資の計画的推進

1 重点的、効率的基盤投資	
(1) 重点的基盤投資	24
(2) 効率的基盤投資	24
2 地域特性を踏まえた効果的な基盤投資	27
3 次世代に備えた効果的な基盤投資	27

第3節 制度・体制の整備

1 計画の効果的推進	29
2 土地利用に関する諸施策との連携	29
3 国土行政の情報化の推進	30
4 新たな国土計画体系の確立	31

第2部 分野別施策の基本方向

第1章 国土の保全と管理に関する施策

第1節 国土の安全性の向上

1 国土の安全性を確保するための防災体制等の確立	
(1) 減災対策の重視	32
(2) 個人やコミュニティの役割を重視した防災生活圏の形成	33
(3) 様々な災害形態への対応と危機管理体制の充実	33
(4) 復旧、復興のための対策の充実	34
2 阪神・淡路地域の復興	34
3 災害に強い国土づくりの推進	34

第2節 豊かな自然の保全と享受

1 自然環境の保全	
(1) 国土規模での生態系ネットワークの形成	35
(2) 自然とのふれあいのための条件整備	36
(3) ミティゲーション（環境影響の回避、最小化と代償）	36
2 自然界の物質循環への負荷の少ない暮らし	
(1) 地球温暖化対策	37
(2) 廃棄物・リサイクル対策	37
(3) 自然の浄化能力等の活用	37
(4) 都市・生活型公害等への対応	38
3 地球時代の環境国際協力	38

第3節 流域圏に着目した国土の保全と管理

1 流域圏に着目した国土の総合的な整備	
(1) 流域圏における施策の総合化	38

(2) 健全な水循環の保全・回復	39
(3) 流域意識、上下流意識の醸成	39
(4) きれいな水、おいしい水の保全と回復	39
2 安定的な水資源の確保と有効利用	
(1) 水資源の有効利用	40
(2) 渇水対策の強化と水資源開発	40
3 水系の総合的な整備	
(1) 流域、氾濫原と一体となった治水対策	41
(2) 流域、沿岸域を視野に入れた総合的な土砂管理	41
(3) 河川空間の自然性と水辺の快適性の向上	42
4 森林の管理	
(1) 森林管理の基本方向	42
(2) 21世紀に向けた森林管理の推進	43
5 農用地等の管理	
(1) 農用地等の管理の総合化	45
(2) 農用地等の利活用	45
第4節 海洋・沿岸域の保全と利用	
1 海と人との多様なかかわりの構築	46
2 沿岸域圏の総合的な計画と管理の推進	46
3 国際海洋秩序の確立と技術開発	47

第2章 文化的創造に関する施策

第1節 ゆとりある生活空間の形成

1 自然や歴史と調和した美しい地域空間の形成	
(1) 美しさとゆとりを重視した生活空間の形成	49
(2) 個性と伝統のある地域文化の保存と活用	49
(3) 有形の文化財の保存と活用	49
2 多様な主体による地域文化・ゆとりある生活の構築	
(1) 地域におけるボランティア活動等の推進	50
(2) 特色ある産業等を通じた地域文化の形成	50
(3) 企业文化の創造	50

第2節 地域の個性を生かす新しい文化の創造と発信

1	個性あふれる新たな地域文化の創造と発信	
(1)	地域における文化活動の環境整備	51
(2)	地域特性に応じた新しい文化の創造	51
2	芸術文化に彩られる豊かな生活の創造	
(1)	芸術に触れる機会の拡充	52
(2)	芸術文化の水準の向上	52
3	国際交流・協力の推進	
(1)	国際交流の推進	53
(2)	国際的な交流拠点の形成	53

第3節 国内及び国外からの観光の振興

1	国際観光の振興	
(1)	外国人観光客の増加に向けた施策展開	54
(2)	地方圏への外国人観光客の誘致	54
2	国内観光等の振興	
(1)	観光産業の高度化に向けた取組	55
(2)	旅行需要の拡大に向けた環境整備	55
(3)	観光による地域の活性化と地域からの情報発信	55

第3章 地域の整備と暮らしに関する施策

第1節 快適で活力ある都市の整備

1	安全で快適な生活の実現	
(1)	都市の防災性の向上	57
(2)	良質な住宅・宅地ストックの形成	58
(3)	生活環境施設の整備	59
2	豊かで活力ある都市づくり	
(1)	望ましい国土構造に向けての都市整備のあり方	60
(2)	都市整備の基本的方向	61
3	大都市のリノベーション	
(1)	大都市のリノベーションの基本的方向	61
(2)	大都市のリノベーションのための対策	62

①	4 地方都市の戦略的整備	
└	(1) 地方都市の戦略的整備の基本的方向	64
└	(2) 地方都市の戦略的整備のための対策	65
└	(3) 多自然居住地域の創造に向けた中小都市等の整備	66
①	第2節 多自然居住地域の創造に向けた農山漁村等の整備	
└	1 基本的考え方	67
└	2 体制づくり	67
└	3 美しく、アメニティに満ちた地域づくり	68
└	4 地域づくりを支える農山漁村の生活環境の整備	69
└	5 地域づくりに不可欠な経済的条件の整備	70
	第3節 暮らしの安心の確保	
1	豊かな長寿福祉社会の実現	
(1)	高齢者等が安心して暮らしていくける社会的支援システムの構築	71
(2)	福祉のまちづくりの推進	72
(3)	高齢者等の社会参加の推進	72
(4)	子育て支援体制の整備	73
2	食料の安定供給の確保	
(1)	農業における食料の安定的供給のための施策	74
(2)	水産業における食料の安定的供給のための施策	74
3	エネルギーの安定的確保	
(1)	新エネルギーの導入・省エネルギーの促進等	75
(2)	電力の安定的確保	75

第4章 産業の展開に関する施策

第1節 科学技術の振興と「産業創出の風土」の醸成

1	知的資本の充実	
(1)	研究開発施設等の設備充実	77
(2)	研究者等人材育成の強化	77
(3)	新たな研究開発拠点の整備	77
2	新規産業創出・新規分野への展開を促進するための環境整備	
(1)	新たな産業展開のための支援策の充実	78
(2)	地域内の产学研官連携・協力の強化	78

第2節 知的機会の充実による知識財産業等の地域的展開

1 知的機会の充実	
(1) 情報通信を活用した知的機会の均等化	79
(2) 学習、職業能力開発に係る機会の充実	79
2 知識財産業等サービス産業の新たな展開	80

第3節 國際的に魅力ある立地環境の整備

1 産業集積地域における立地環境の整備	
(1) 地域の基盤的技術・技能集積の維持・発展	81
(2) 産業基盤の整備等	81
2 工業等の地域的展開	
(1) アジアとの分業の深化と立地展開	82
(2) 外資系企業の立地促進	82
3 労働力需給の産業間・職業間及び地域間調整の推進	83

第4節 農林水産業の新たな展開

1 農業の新たな展開	
(1) 農地の流動化による規模拡大の推進	84
(2) 担い手の確保と次世代の育成	84
(3) 農業生産基盤の整備と高質化	84
(4) 高度情報通信等新たな技術を活用した安定的農業生産の確保	85
(5) 環境保全型農業の展開	85
2 林業の新たな展開	
(1) 流域を単位とした林業と木材産業の活性化	86
(2) 森林を総合的に活用する産業展開	86
(3) 木の文化の展開	86
3 水産業の新たな展開	
(1) 魅力ある水産業の展開	86
(2) 生産・流通基盤体制の展開	87

① 第5節 多自然居住地域における産業の展開

1 新しいふるさと産業システムの展開	87
2 自由時間関連産業の開発	88
3 高度情報通信の活用による産業及び就業機会の創出	88

第5章 交通、情報通信体系の整備に関する施策

第1節 交通体系の整備

1 交通体系整備の基本目標	89
2 国際交通体系の整備	
(1) 国際交通体系整備の長期構想	90
(2) 国際交通体系整備のための計画期間中の施策	91
3 国内交通体系の整備	
(1) 国内交通体系整備の長期構想	92
(2) 国内交通体系整備のための計画期間中の施策	93
4 安全で自然と調和した交通体系形成のための施策	
(1) 安全な国土づくりに資する交通体系の形成	96
(2) 環境への負荷の少ない交通体系等の形成	97

第2節 情報通信体系の整備

1 情報通信体系整備の基本目標	98
2 利用条件均等化のための情報通信体系の整備	
(1) 光ファイバ網等の全国整備	99
(2) 需要密度の低い地域での光ファイバ網等の戦略的な整備と活用	99
(3) 利用コストの低減等ソフト面での施策の推進	100
3 高度で安定的、効率的な情報通信体系の整備	
(1) シームレスな多重的情報通信体系の整備	100
(2) 災害に対し粘り強い情報通信体系の整備	101
4 高度情報通信社会の形成を先導する環境の整備	
(1) 高度な情報通信の利用可能性の拡大と制度的枠組みの再構築	101
(2) 国際競争と協調・協力の推進	102

第3部 地域別整備の基本方向

1 北海道地域

(1) 地域整備の基本方向	105
(2) 施策の展開方向	105

2 東北地域	
(1) 地域整備の基本方向	107
(2) 施策の展開方向	108
3 関東地域	
(1) 地域整備の基本方向	110
(2) 施策の展開方向	111
4 中部地域	
(1) 地域整備の基本方向	113
(2) 施策の展開方向	114
5 北陸地域	
(1) 地域整備の基本方向	116
(2) 施策の展開方向	116
6 近畿地域	
(1) 地域整備の基本方向	118
(2) 施策の展開方向	119
7 中国地域	
(1) 地域整備の基本方向	121
(2) 施策の展開方向	121
8 四国地域	
(1) 地域整備の基本方向	123
(2) 施策の展開方向	124
9 九州地域	
(1) 地域整備の基本方向	125
(2) 施策の展開方向	126
10 沖縄地域	
(1) 地域整備の基本方向	128
(2) 施策の展開方向	129
11 豪雪・離島・半島地域	
(1) 豪雪地帯	130
(2) 異島地域	131
(3) 半島地域	132

第2節 課題達成のための戦略

基本的課題の達成のために効果的に取り組み、多軸型国土構造への転換の端緒を開くため、多様な主体の参加と地域間の連携を進めつつ、以下の戦略を展開していく。

地域に即した戦略として、過疎化、高齢化により地域社会が変貌しつつある一方で、豊かな自然や固有の文化が残されている中小都市や農山漁村等からなる地域において、誇りの持てる自立的な地域づくりを進める。また、我が国の今日の発展を導き、今後、自然の回復や居住の安全性の向上、さらには活力ある経済社会の構築に貢献する新たな役割が求められる大都市において、都市空間の修復、更新に取り組む。

一方、広域的に展開する戦略として、国内外の地域間競争が激しくなる中で、地域間の連携と交流によって地域の個性ある自立を広域にわたり促進するとともに、世界に開かれた国土の形成に向けて、国際面での地域の自立を進める広域的な交流圏の形成に取り組む。

これら地域間の連携と交流を促すため、各種機能へのアクセス機会の均等化を図る観点から交通、情報通信基盤の整備を進める。

(多自然居住地域の創造)

中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアとして位置付けるとともに、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域として、「多自然居住地域」を創造する。

多自然居住地域の生活圏域は、地域の選択に基づく連携により、中小都市等を圏域の中核として周辺の農山漁村から形成される。中小都市等は圏域の中心都市として、基礎的な医療と福祉、教育と文化、消費等の都市的サービスや身近な就業機会を周辺の農山漁村に提供する。多自然居住地域において、質の高い生活と就業を可能とするため、農林水産業や地域の持つ自然や文化等資源を総合的に活用した新しい産業システムの構築、高度な情報通信の活用による立地自由度の高い産業の育成を図るとともに、生活基盤等の暮らしの条件の整備を行う。また、田園、森林、河川、沿岸等における自然環境が適切に保全、管理された美しくアメニティに満ちた地域づくりを進める。

さらに、交通、情報通信基盤の整備を進めることにより、多自然居住地域は、大都市や中枢・中核都市等と交流、連携し、これらの都市地域から高度な医療、文化等の高次都市機能を享受する一方、交流人口の拡大やU J I ターンの促進を図り、マルチハビテーション（複数地域居住）、テレワーク（情報通信を活用した遠隔勤務）を進め、地域の活性化を図る。また、我

が国を代表する国際観光地となり得る地区やルートの形成等を進めることにより、「小さな世界都市」等世界に誇り得る地域の整備を進める。

4 地方都市の戦略的整備

(1) 地方都市の戦略的整備の基本的方向

地方圏においては、地方中枢・中核都市圏を中心に都市機能の集積が着実に進んでおり、特に、地方の中核拠点都市圏における集積は地方ブロック全体に効果を波及させている。しかしながら、これらの都市圏でも、中枢管理、研究開発、情報、国際交流等の高次都市機能については依然として集積が不十分である。また、地方中心・中小都市圏は、その多くが産業構造の変化等により活力が低下しており、地域の拠点としての役割が果たされていない。さらに、道路、下水道、公共交通機関等の都市・生活基盤の整備の状況をみても、地方中心・中小都市のみならず、地方中枢・中核都市においても立ち遅れている。

このため、次のような基本的方向に基づき、地方都市の戦略的整備を積極的に推進する必要がある。

- ① 中枢拠点都市圏及び地方中核都市圏は、適切な機能分担と連携を図りながら、地域特性を生かした高次都市機能の強化を図ることにより、地方ブロックレベル、あるいは県レベルにおける地域の自立的発展の拠点としての役割を果たす。地方中心・中小都市は、多自然居住地域の拠点として、地方中核都市圏や他の地方中心・中小都市圏との連携により、都市的サービス機能を始めとした機能の充実や身近な就業機会の提供を図り、地域の自立の基礎を形成する。
- ② 各都市において、豊かな自然、特色ある歴史、文化、産業等を生かしながら、個性と魅力ある都市づくりを推進する。また、大都市にはないゆとりある快適な生活環境を形成するため、特に、整備が遅れている道路、下水道、公共交通機関等の都市・生活基盤の整備を促進する。

(3) 多自然居住地域の創造に向けた中小都市等の整備

多自然居住地域の拠点としての役割が特に期待される中小都市等については、21世紀型のラ

イフスタイルが実現できる新しい都市のあり方を実践するフロンティアとして、画一的でない個性あるまちづくりを推進する。このため、UJTIターン者を含む多様な人材、地域固有の歴史的・文化的資源、豊かな自然環境、特色ある地域産業等を活用して、観光・リゾート都市、芸術・文化都市、伝統産業都市等、地域の魅力ある個性の創出や文化の香り高いまちづくりの推進を図る。これら個性あるまちづくりの中から、その成果を全国、さらには世界に向かって情報発信することにより、国内外と活発に交流する「小さな世界都市」が形成される。

第2節 多自然居住地域の創造に向けた農山漁村等の整備

1 基本的考え方

多自然居住地域は、農林水産業を通じ、食料や木材の安定供給等の役割を担う地域であるとともに、価値観や生活様式の変化に応じ、都市的なサービスとゆとりある居住環境や豊かな自然を併せて享受できる生活を実現する圏域として創造される。

この地域は、中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等によって構成され、地域内の交通、情報通信ネットワークを通じた活発な交流と連携による創造的な相互補完関係を持つとともに、相互の機能分担、連携を図りながら地域の自立の基礎を形成する。

中小都市等は、多自然居住地域の形成の一翼を担うために、生活圏の拠点として、圏域全体のニーズを踏まえながら基礎的な保健・医療・福祉、教育、文化、消費等のサービスや身近な就業機会を提供するとともに、地域の個性を生かした都市的魅力を創出していくことが必要である。

農山漁村においては、都市部への追随でなく、自然環境、文化、農地、森林、河川、海等地域の有する資源を再発見し、あるいは自然環境の保全と回復をも含む農山漁村環境を積極的に創造し、これを活用した独創的な魅力ある地域づくりが求められる。その地域経営に当たっては、起業家が企業を興し、これを運営していく場合と同様の積極的姿勢と能力が重要である。

以上のように、多自然居住地域において、地域内外の機能分担と連携を図り、同時に、中小都市、農山漁村等を通じて国土基盤整備を行うことにより、安全で個性と魅力あふれる地域づくりを進め、地域全体としての活力の向上を図る。

2 体制づくり

多自然居住地域の創造に当たっては、市町村を中心に、国、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区、商工会、観光協会、ボランティア団体等が一致して取り組む体制が必要である。加えて、これら主体が起業家の積極性と能力を持って地域づくりに取

り組むためには、自己能力の客観的評価、弱点の発見、これを是正するための組織の改編、人材開発、人材補強等が重要であり、そのための仕組みづくりを推進する。

また、前述の各組合が合併により広域化しつつあり、一方で、限られた社会資本の効率的な投資も要請されることから、この体制づくりは、一市町村の範囲ではなく、複数の市町村が連携して広域的な圏域を形成して行うことを推進する。

この圏域形成は基本的に市町村が自由意思で決定するが、既存の広域市町村圏、地方生活圏、あるいは都道府県の支分部局ごとの圏域等のほかに、森林、農地、河川等の国土管理、沿岸域や地域文化に着目した圏域も選択肢の1つであるため、これらの圏域形成を推進する。

なお、地域によっては、民間企業と連携し、民間企業の経営手法、人材、資金等を地域づくりに活用することも有効と考えられるので、体制づくりの一形態として、積極的な取組を行うべきである。

3 美しく、アメニティに満ちた地域づくり

多自然居住地域において「美しさ」とは、そこにある森林、農地、河川、海岸、集落、市街地等が良好な状態に維持管理され、健全に機能することにより実現される価値であり、「アメニティ」とは、そこに住み、そこを訪れる人々に適切に管理された地域空間が与える心地良さを指す。多自然居住地域に暮らす人々が誇りを持ってそこに住むためには、周囲の自然環境を享受し、活用し得る魅力ある生活空間を形成していくことが必要であり、特に、多自然居住地域の「美しさ」「アメニティ」の確保と実現を図ることが重要である。また、起業家の姿勢を持って地域資源を活用した独創的な地域づくりを目指す場合や農山漁村の大宗を占める森林や農地を整備する場合、さらに、河川や海岸を整備する場合にも、農山漁村環境の保全と創造による「美しさ」「アメニティ」の存在は重要な基本的条件である。このような地域創造の意欲と能力を備えた先進的な農山漁村空間の整備に対して積極的に支援していく。

この「美しさ」「アメニティ」の確保のために、地域の独自性尊重の立場から住民の自発的活動が重要であり、個々の住民及び集落、旧村等という小規模共同体の主導的な活動が求められる。この場合、日本の伝統的な最小共同体単位は集落であるが、社会構造の面からも地域づくりを一層推進する観点から、地域の実情等に応じ、旧村を単位とした活動をも視野に入れる。あわせて、住民の自発的行動の助長や共同体の意思決定が迅速かつ円滑に行われるよう施策面で配慮する。

地域住民の自発的活動により取り組むべき事柄は、地域全体の自然環境と景観の保全や向上を念頭に置きつつ、森林、農地、農業用排水路、農道、林道、漁業用施設等の管理の実施、集落内の道路や水路の清掃等、廃棄物処理、排水処理等について地域取決めの確立、地域の土

地利用、花の植栽、家並み、街並みの管理等に関する住民協定の締結等を推進することである。

市町村の自主的な取組として期待されることは、農業用用排水路、集落内の道路や水路等生産環境と生活環境に係る社会資本整備を効率的に実施するため、農山漁村環境の保全と創造や地域特性に配慮しながら、これらの整備を一体的に進めるとともに、地域住民の自発的活動を基本とした取組を支援するため、活動の支援、環境デザイナー等専門家の派遣、公共施設の整備、住民協定の条例化や景観条例や地域の歴史的環境を保全する文化財保護条例化の検討、国土利用計画の作成等を通じたまちづくりの推進、森林整備や農作業受委託等を行う公社等の活用等が挙げられる。特に、中山間地域等のある市町村は、大都市、中枢・中核都市等との姉妹提携や交流等を推進し、地域づくりの充実を図ることが重要と考えられる。

このような個人、共同体及び市町村の活動を支援する。また、農山漁村において居住地域等と生産地域を一体的に扱う観点から、国土利用計画を始めとする地域計画の一層の活用、運用改善について検討する。

4 地域づくりを支える農山漁村の生活環境の整備

農山漁村の居住者の視点からみると、就業、教育、買物等の局面に応じて生活の拡がりの範囲が異なり、これを踏まえた整備が必要となる。

まず、汚水処理施設、上水道、生活道路等は、生活上の必需施設であり、ナショナルミニマム達成の観点からの整備を推進する必要がある。

また、公民館等社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、消防団施設等は、地域づくり、防災等のための共同体活動の拠点であるので、これらの整備を推進することとし、あわせて既存施設の高質化、施設の利用内容の充実等にも取り組む。さらに、地域住民のうるおいの場としての良好な水辺空間の整備等を推進する。

市町村は、基礎的自治体として、地域社会基盤の整備主体となり、一方で、教育、福祉、消防、一般廃棄物処理等の行政サービスの提供主体であるので、効率的で質の高い住民サービスを確保するため自己能力の評価、改善、人材補強等を行いつつ、その役割の十全な發揮に努めるべきである。

また、恵まれた自然環境等の特色を積極的に生かした学校教育、社会教育を推進するとともに、高度情報通信手段の活用等の多様な学習指導の研究開発を進め、地域の特色にあった教育環境の充実に努める。地域医療については、プライマリ・ケアの確保を目指した医療機関の整備を図るとともに、高度情報通信手段の活用と地域連携を行いつつ、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療の供給体制の充実を目指す。

多機能・高質なスポーツ施設、音楽会場等の施設については、中心都市と周辺市町村がそれ

それの特性をいかした連携を図り、都道府県とも調整を図りながら整備を進める。一般的な公共施設やサービスについても連携により高質化と機能分担を行い、高質のサービス提供を目指すべきである。この場合、機能ごとにまちまちな連携が行われるよりも、一定の圏域内でまとまって連携、機能分担を行うことを推進する。

さらに、この圏域を基礎としつつも、水質保全対策等の実施、高次のサービス機能の分担、新たな交流環境の形成、山岳地の自然環境管理等の観点から、この圏域を越えた広域の連携等を進めることも重要である。

このために必要な圏域内及び広域を連絡する交通基盤、高度な情報通信基盤、その他の基盤の整備及びソフト対策の充実を図る。

5 地域づくりに不可欠な経済的条件の整備

多自然居住地域の住民に所得機会を確保するためには、地域の資源状況を十分に認識し、起業家的な視点と意欲を持って企画に当たる必要がある。農林水産業については、自らの置かれた、地形、気象等の条件を活用し、従来型の生産、流通、加工にとらわれず、事業展開を図る必要がある。例えば、付加価値の高い作目の導入、既存の市場流通を超えた流通販売経路の開拓、間伐材利用の商品開発等である。これらに加えて、地域の自然環境、文化等の資源を総合的に活用した「新ふるさと産業システム」とも呼べる産業展開やグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等の進展を踏まえた自由時間対応型の産業への展開を進めることも必要である。

また、第2次、第3次産業についても、多自然居住地域自体の魅力を高めることにより、例えば立地自由度の高い産業の誘致を推進するなど積極的な展開を図り、所得機会の確保を図る必要がある。

このような活動を支援するための基盤の整備、ソフト対策の強化等を積極的に推進する。

第5節 多自然居住地域における産業の展開

中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等においては、低価格食品や原材料の輸入の増大等により、農林水産業や食品・木材等の農林水産加工型工業への影響が一層深刻となるとともに、地方中心・中小都市を支えてきた商業・サービス業が停滞するなど、地域活力の低下が懸念される。一方、これらの地域は、今後人々の自由時間の拡大、環境・文化を重視する価値観やライフスタイルの多様化、情報通信サービスの一層の充実等により、大都市や中枢・中核都市圏とは異なる自然的・社会的条件を有する多自然居住地域として新たな視点から評価されることが期待される。このため、基幹産業である農林水産業の振興に加え、以下のような地域の持つ特性や条件を最大限に生かした新しい産業の展開を図り、所得機会の確保と地域の活性化を図ることが必要である。なお、これらの地域の産業開発戦略の構築に当たっては、地域の中心となる都市と周辺地域を一体の圏域としてとらえ、両者が都市的機能と自然的な機能を相互補完することや大都市圏との交流人口を拡大すること等を念頭に置いて、より広域的な視点に立つて行うことが重要である。

1 新しいふるさと産業システムの展開

中山間地域等を含む農山漁村では、従来から地域にある多様な資源を活用した「ふるさと産業システム」ともいるべき複合的な産業活動が展開されてきた。今日のような自然再認識やゆ

とりと豊かさを希求する大きな流れの中で、活力ある多自然居住地域を創造していくため、農林水産業の経営基盤の強化を図ることはもとより、地域資源を最大限に活用する観点から、農林水産業のフィールドの積極的な利用も視野に入れ、加工・販売や各種のサービスの提供に取り組み、「新ふるさと産業システム」とも呼べる産業展開を図る。この場合、人材や技術・技能を含めて、地域が持つポテンシャルを有効に活用し、地域全体として、様々な分野を複合的な視点で振興することも重要である。このため、市町村、都道府県、国、商工会、観光協会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区、研究機関、企業、ボランティア団体等の広範な連携を促進し、農林水産業を基幹とした地域の産業振興の構想づくりを行うなど、意欲ある者が様々な分野に進出し、地域が一体となって地域資源を総合的に生かす新しいふるさと産業システムの構築とその推進に対し、ハード、ソフト両面の支援の強化を図る。

2 自由時間関連産業の開発

地域の豊かな自然や文化等の資源を活用することによって都市との交流を促進し、都市の人々の自由時間を活用した滞在型の交流地や第二の居住場所として、観光レクリエーション産業や、グリーン・ツーリズム等の進展を踏まえた産業の展開を図るとともに、新たな定住を促進する。また、アジア諸国の経済発展等にともない我が国を訪問する外国人が格段に増加すると見込まれることから、美しい自然的・文化的景観や優れた滞在環境等を整備することにより、国内外の交流人口の飛躍的な増加を図る。さらに、伝統的な技術を用いた工芸品や地域資源の生産・加工による特産品の開発等、地域づくりと一体となった製品開発を行うことにより、新たな地域産業の展開を図る。

3 高度情報通信の活用による産業及び就業機会の創出

高度な情報通信基盤の活用によって、情報処理サービス、ソフトウェア等の立地自由度の高い産業の展開を図るためにには、優れた自然環境を生かしたリゾート型サテライトオフィスを始め多様な知的生産活動の場を提供するなど、これらの産業を地域の新たな産業や就業機会として定着を図ることが必要である。このため、交通、情報通信基盤の整備、通信コストの低減化、知的機会の充実等地域の事業・生活環境の改善を図り、情報・デザイン分野を始めとする地域産業を担う人材の育成及びU J I ターンのより一層の促進を図る。

国土形成計画（全国計画）

抜粋

平成20年7月

国土形成計画（全国計画）

目 次

第1部 計画の基本的考え方	1
第1章 時代の潮流と国土政策上の課題	1
第1節 経済社会情勢の大転換	1
(1) 本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展	1
(2) グローバル化の進展と東アジアの経済発展	2
(3) 情報通信技術の発達	3
第2節 国民の価値観の変化・多様化	3
(1) 安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まり	3
④ (2) ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長	4
第3節 国土をめぐる状況	5
(1) 一極一軸型国土構造の現状	5
(2) 地域の自立的発展に向けた環境の進展、都道府県を超える広域的課題の増加	5
(3) 人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性	6
第2章 新時代の国土構造の構築	8
第1節 新しい国土像	8
第2節 計画期間	9
第3節 自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働	10
第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標	12
第1節 東アジアとの円滑な交流・連携	12
(1) 東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化	13
(2) 東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成	14
(3) 円滑な交流・連携のための国土基盤の形成	14
第2節 持続可能な地域の形成	15
(1) 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成	16
(2) 地域資源を活かした産業の活性化	18
(3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開	19
④ (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進	20
第3節 災害に強いしなやかな国土の形成	22
(1) 減災の観点も重視した災害対策の推進	22
(2) 災害に強い国土構造への再構築	23
第4節 美しい国土の管理と継承	23
(1) 循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成	24
(2) 流域圏における国土利用と水循環系の管理	25
(3) 海域の適正な利用と保全	26
(4) 魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営	26
第5節 「新たな公」を基軸とする地域づくり	27
(1) 「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム	28
(2) 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり	29
第4章 計画の効果的推進	31
第1節 国土基盤投資の方向性	31
第2節 国土情報の整備・利活用と計画のモニタリング	33
第3節 計画関連諸施策の点検等	34
第4節 国土利用計画との連携	34

第2部 分野別施策の基本的方向	35
第1章 地域の整備に関する基本的な施策	35
第1節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保	36
(1) 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保	36
(2) 良好な居住環境の形成	37
(3) コミュニティにおける取組の推進	37
第2節 暮らしやすく活力ある都市圏の形成	38
(1) 複数市町村の連携・相互補完による都市機能の維持増進	39
(2) 活力の源泉である都市圏の形成と連携の強化	40
① 第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成	42
(1) 快適で安全な暮らしと美しい農山漁村の実現	43
(2) 農山漁村の活性化の新たな取組	44
④ (3) 都市と農山漁村の共生・対流	45
第4節 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進	45
(1) 地域間の交流・連携の促進	45
(2) 二地域居住等の促進	46
(3) 地域外部の人材の誘致と活用等	46
第5節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応	47
(1) 離島地域	47
(2) 豪雪地帯	48
(3) 山村地域	49
(4) 半島地域	50
(5) 過疎地域	50
第2章 産業に関する基本的な施策	51
第1節 イノベーションを支える科学技術の充実	51
(1) イノベーションの創出と競争力強化	51
(2) 科学技術を支える基盤の強化	52
第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出	53
(1) 魅力ある産業立地環境の整備	53
(2) 中小企業及び地域資源密着型産業の活性化	53
(3) サービス産業の活性化	54
(4) 地域の労働供給力の向上	55
第3節 食料等の安定供給と農林水産業の展開	55
(1) 食料の安定供給	55
(2) 望ましい農業構造の確立と農業の競争力強化	56
(3) 林業・木材産業の再生による資源循環・森林管理システムの構築	59
(4) 水産資源の適切な管理と水産業の国際競争力の強化	60
第4節 世界最先端のエネルギー需給構造の実現とその発信	61
第3章 文化及び観光に関する基本的な施策	63
第1節 文化が育む豊かで活力ある地域社会	63
(1) 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等	64
(2) 文化芸術活動への参加機会等の充実	65
(3) 異文化間の交流	66
(4) 地域の文化芸術活動を支える環境整備	66
(5) 新しい日本文化の創造・発信	67
第2節 観光振興による地域の活性化	67
(1) 国際競争力のある魅力的な観光地づくり	67
(2) 新たな観光スタイルの創出と人材育成	68
(3) 交流の拡大を通じた文化力の向上	69
第4章 交通・情報通信体系に関する基本的な施策	70
第1節 総合的な国際交通・情報通信体系の構築	71

(1) 国際交通・情報通信拠点の競争力強化に向けた施策	71
(2) 東アジアとの直接交流の促進に向けた施策	74
第2節 地域間の交流・連携を促進する国土幹線交通体系の構築	76
(1) 総合的な陸上交通網の形成	76
(2) 効率的な海上輸送網の形成	77
(3) 国内航空輸送網の形成	77
第3節 地域交通・情報通信体系の構築	78
(1) 地域の活力を支える情報通信体系の整備	78
(2) 持続的で暮らしやすい地域の形成に向けた交通体系の整備	81
(3) いのちと暮らしを支える交通環境の形成	84
第5章 防災に関する基本的な施策	86
第1節 総合的な災害対策の推進	86
(1) 効率的で効果的な防災施設等の整備の推進	86
(2) 減災を目的としたソフト対策の推進	87
(3) 広域体制及び地域防災力の構築	88
(4) 災害に強い国土空間の形成	89
第2節 様々な自然災害に的確に対応するための具体的な施策	90
(1) 地震・津波対策	90
(2) 風水害・豪雪・高潮対策	91
(3) 火山噴火対策	93
第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策	94
第1節 流域圏に着目した国土管理	94
(1) 健全な水循環系の構築	95
(2) 総合的な土砂管理の取組の推進	97
第2節 安全・安心な水資源確保と利用	98
(1) 渴水に強い地域づくり	99
(2) きれいな水、おいしい水の供給	99
(3) 水資源関連施設の着実な維持管理・更新	100
第3節 次世代に引き継ぐ美しい森林	100
(1) 多様で健全な森林の整備と国土の保全	100
(2) 国民との協働による森林づくり	101
第4節 農用地等の利用の増進	102
(1) 農用地等の利用の増進	102
(2) 農用地等の保全向上	102
第5節 海域の利用と保全	103
(1) 海域を国の活力につなぐ取組	103
(2) 海域を次世代につなぐ取組	104
第6節 「国土の国民的経営」に向けた施策展開	105
第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策	107
第1節 人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築	107
(1) 地球温暖化防止の推進	107
(2) 物質循環の確保と循環型社会の形成	108
(3) 大気・土壤対策等の推進	110
第2節 健全な生態系の維持・形成	111
(1) エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生	111
(2) 里地里山の保全・再生と持続可能な利用	112
(3) 自然とのふれあいの推進	112
(4) 環境影響評価の実施	112
第3節 良好的な景観等の保全・形成	113
(1) 健全でうるおいあるランドスケープの形成	113
(2) 地域の個性ある景観の形成	114

第8章 「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策	115
第1節 「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備	115
(1) 参加意識の醸成、体験機会の充実	115
(2) 参加主体の拡大	116
(3) 多様な主体の活動環境の整備	116
第2節 多様な主体による国土基盤のマネジメント	117
第3節 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり	118
① (1) <u>地域資源の活用と情報発信</u>	118
(2) 地域づくりの多様な担い手の確保と緩やかな組織化	118
(3) 「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」の推進等による資金の確保	119
(4) 地域づくりにおける行政の役割	120
第3部 広域地方計画の策定・推進	121
第1章 基本的考え方	121
第1節 広域地方計画の意義と役割	121
第2節 広域地方計画の基本的考え方	121
(1) 自立的な広域ブロック形成に向けて必要な視点	121
(2) 各広域ブロックの現況及び自立的発展のポテンシャル	123
(3) 広域ブロック間の連携及び相互調整	125
第3節 全国計画と広域地方計画の相互連携	126
第4節 北海道総合開発計画及び沖縄振興計画と国土形成計画との連携	126
第2章 独自性のある広域地方計画の策定	128
第1節 広域地方計画策定に当たって必要な検討事項	128
第2節 地域戦略の立案に当たっての視点	129

(2) ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長

価値観の多様化、生涯可処分時間の増加等にともない多様なライフスタイルの選択が可能になってきている。これにより、テレワークなど働き方の多様化、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住など住まい方の多様化の動きなどがみられる。また、我が国では戦後、都市化の過程で核家族化や若年層の単独世帯化が進展してきたが、近年、高齢者単独世帯の増加等家族形態の多様化が進展するとともに、介護や子育て支援等のために親と子の世帯ができるだけ近距離にそれぞれ居住する「近居」の動きなどもみられるようになっている。さらに、「多業」（マルチワーク）や複数の習い事や研究活動などを楽しむ「多芸」、複数の生活拠点を同時に持つ「二地域居住」の動きも出てきている。国土政策の観点からは、適切なコストや負担を前提に自ら決めるという自律の精神と、地域の違いによる制約を少なくするための多様な交流を重視しつつ、多様な働き方、住まい方、学び方等を可能とする多選択社会を実現するとともに、地方圏・農山漁村への居住などの動きをとらえ、地域の活性化等につなげていく必要がある。

また、社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、災害時などのボランティア活動の広がりがみられる。このような背景の下、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割をNPO、企業など多様な主体が担いつつある。この動きを積極的にとらえ、個人、企業等の社会への貢献意識を更に促すとともに、地縁型のコミュニティに加え地域の活性化や国土の管理など国土づくりを担う新しい主体の育成につなげるべきである。

(4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

(地域間の交流・連携の促進)

国民の価値観やライフスタイルが多様化している中、地域づくりに当たっても、多様な価値・魅力を持った地域が形成されることが必要である。そのためには、各地域が自助努力により、様々な資源を活用しながら、特色ある地域の形成に取り組むことが求められる。

しかし、人的資源、文化資源、観光資源、経営資源などの各種資源は広域に分散して存在しており、一つの地域ですべてを賄うことはできない。地域独自の価値・魅力を活かした多様な地域づくりを進めていくためには、各地域の自助努力とともに、地域間の

互恵の考え方に基づき、複数の地域間で人、物、資金、知恵、情報の双方向的な循環を形成し、ないところを相互に補いあう取組が不可欠である。

こうした取組を通じて、各地域が求める地域づくりが図られるとともに、その波及効果により、住民の様々な活動や企業の生産活動等に係る多様な選択肢が提供され、生産の拡大、消費機会の拡大、雇用の増大、文化活動の充実、生活環境の改善等を実現し、国土全体の価値と魅力を高めていくこととなる。また、国外を含む地域間のこのような交流は、地域の文化や資源の重要性に改めて気づく機会ともなり、これを通じた地域への愛着の向上が期待される。さらに、異質なものとの接触や異質な人との出会い・交流が個人や地域の新たな活動の可能性を高め、ひいては新たな文化の創造にもつながっていく。

一方で、地域間が戦略的に連携し、これまでの地域レベルを超えた広域的な対応を行うことにより、地域資源や社会資本の活用に当たっての適切な役割分担などを通じて、人口減少・高齢化の中でも効率的で整合のとれた国土管理や社会的サービスの提供が実現できる分野も増大している。

このため、今後の地域づくりを進めていくに当たって、地域間の交流・連携を促進し、地域の維持・活性化に向けた広域的な取組につなげていく。また、これらを支える交通・情報通信体系についても、地域の特性に応じ真に必要なサービスを実現するための効果的な投資のあり方を、広域的な視点も踏まえつつ、地域が自ら選択していく必要がある。

第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村は、豊かな自然環境や農林水産業の生産、地域住民の生活の様相があいまつて、美しい景観や伝統文化等、様々な個性や魅力を有する地域である。地域において農林水産業が営まれ、森林、農用地等が適切に管理されることにより、国土の保全や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が発揮されている。

一方、過疎化、高齢化、混住化の進展、また農林水産業等の地域産業の低迷により農山漁村の活力は全般的に低下しており、多面的機能の発揮に支障を来すおそれがある。

このような中で、地域住民の安全・安心な生活を確保する一方、農山漁村の魅力である地域資源を活かし、各々の地域がその主体性と創意工夫により活性化することが必要である。そのために、地域の基幹産業である農林漁業の振興や都市と農山漁村との地域間交流の促進といった取組を進めていく。また、農山漁村の個性や魅力を国民全体の豊かな生活を支える共通の財産として、地域住民だけでなく都市住民も含め享受していくことができるよう、美しく暮らしやすい農山漁村の形成を推進していく必要がある。

さらに、農山漁村と周辺の中小都市との相互の連携を深め、農林水産業や地域資源密着型産業を活性化させることにより、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる圏域として「多自然居住地域」を形成していくことも重要である。

(3) 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、都市と農山漁村を双方で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指し、都市と農山漁村の交流を促進する。農山漁村においては、ゆとりある居住環境、豊かな自然、美しい景観、伝統文化等の魅力を、都市住民を含め国民全体で享受できるよう、都市住民に農山漁村で活動する機会や、食と農林水産業への認識を深める契機を広く提供する。具体的には、都市の学校関係者、企業、自然体験活動に取り組むN P O等と、農山漁村の地方公共団体等との連携による、都市と農山漁村の相互の情報受発信の強化と優良事例等の普及啓発を行う。また、農林水産業・農山漁村体験の提供の場や機会の確保・充実を通じて、観光立国の枠組みとも連携しつつ、グリーンツーリズム等の取組を推進する。さらに、都市住民が農山漁村で活動するため、市民農園の開設等の農地の利用や、国民参加の森林（もり）づくり、森林セラピー等森林の多様な利用、遊漁等の海洋性レクリエーションによる海面利用等、農林水産業と調和のとれた資源の利活用を促進する。

第3節 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

各地域が、以下の点に留意しつつ、多様な民間主体の発意・活動を重視して行う自助努力の取組等を通じて、多様な価値と魅力を持つ地域づくりの実現を図る。

(1) 地域資源の活用と情報発信

地域づくりの基礎となる地域資源には、自然環境、文化など多様なものがあり、これらにも着目した上で、外部からの客観的視点の導入を図りつつ、競争力の高い資源を発掘し、再評価し、磨きをかけて活用につなげるとともに、これらを地域内で共有し、外部への発信を図る。例えば、中小都市や中山間地域等では、ゆとりある居住環境や豊かな自然を享受できる地域であることを踏まえ、その地域の有する価値を再認識し、固有の資源を活用することでその魅力を更に高め、多自然居住地域の創造にもつなげていくことが可能である。

地域資源の活用に当たっては、大学、企業、研究機関などとの具体的な連携による外部からの技術・ノウハウの導入や、1次産業の2次産業・3次産業との複合化（6次産業化）等を通じて、地域資源の高付加価値化、ブランド化、他地域との差異化を進める。また、その地域資源の特性等に応じて、顔の見える地域レベル、都市と農村を含むより広域のレベル、全国レベル、海外への展開などの戦略の構築を図る。

地域の個性や魅力、それらを活かした地域づくりの取組を外部に発信するに当たっては、情報通信技術が地域の空間的・距離的な不利性を克服する有力な手段となり得る。情報通信技術を活用し、広域レベル・全国レベルでの積極的な情報発信・情報交流・ネットワーク形成を促進する。このような取組により、地域への定期的な訪問・產品購入等を行う外部サポーターの確保・活用を図る。また、地域による直接の国際的な連携を進めるため、海外への地域の情報発信や交流にも努める。